

## 自転車は車のなかま

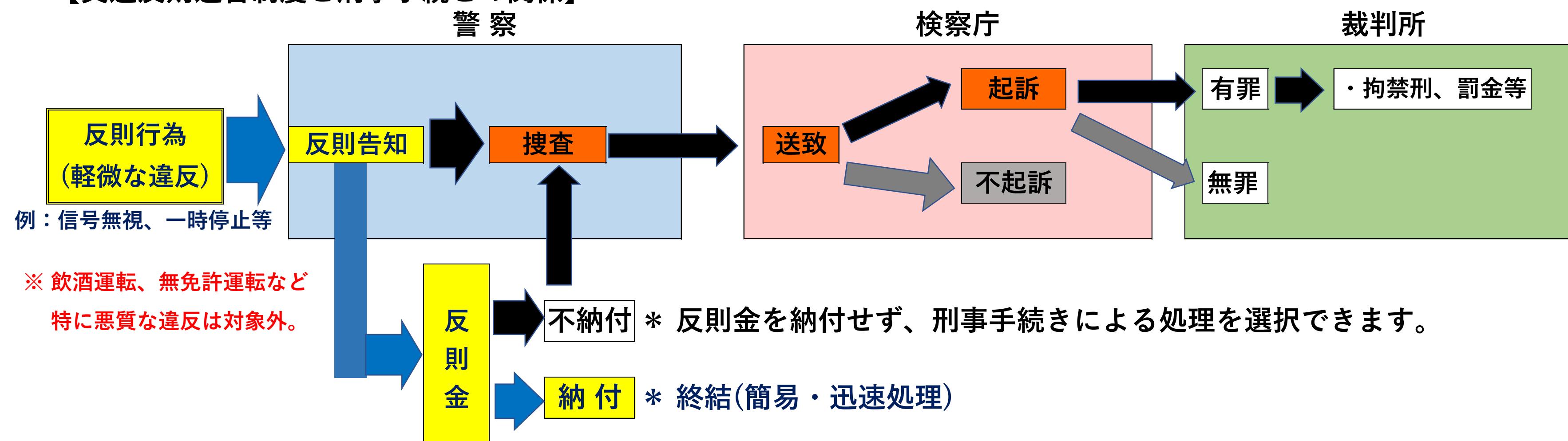
### ～自転車はルールを守って安全運転～

- ◆ 令和8年4月1日から 道路交通法の改正により  
16歳以上の自転車の運転者は交通反則通告制度(青切符)の対象となります。
- ◆ 自転車の運転者による反則行為のうち、交通事故に直結する危険な運転行為をした場合や違反行為を継続した場合など悪質・危険な行為が自転車の交通違反の取締り対象になります。※  
※ 例えば、スピードを出して歩道を通行して歩行者を驚かせ立ち止まらせた場合や警察官の警告に従わず歩道通行を継続した場合には、取締りを受ける場合があります。
- ◆ 一方で、単に歩道を通行しているなどの違反は、これまでと同様「指導警告」が行われます。青切符の導入後も、基本的に取締りの対象となることはありません。

交通反則通告制度(青切符)とは、

道路交通法違反のうち一定の比較的軽微で明白、定型的な交通違反(反則行為)については、運転者(反則者)が警察本部長の通告を受けて反則金を納付した場合は公訴を提起されない制度です。

【交通反則通告制度と刑事手続との関係】



### ◎ 普通自転車の歩道通行のルール

#### 1 歩道を通行できるとき

自転車は車道通行が原則ですが、次のようなときは、歩道を通行することができます。

- ① 道路標識・道路標示で歩道を通行することができるとされているとき
- ② 13歳未満若しくは70歳以上の方又は一定の身体障害を有する方が運転するとき
- ③ 車道又は交通の状況に照らして、自転車の通行の安全を確保するため、  
自転車が歩道を通行することがやむを得ないと認められるとき※

※ 著しく自動車の交通量が多い、車道の幅が狭いなど、事故の危険のある場合

#### 2 歩道を通行するときのルール

- (1) 普通自転車で歩道を通行する場合、歩道の中央から車道寄りの部分を徐行しなければなりません。  
また、普通自転車の進行が歩行者の通行を妨げになるときは、一時停止しなければなりません。
- (2) 歩道に「普通自転車通行指定部分」が設けられている場合には、  
普通自転車通行指定部分を徐行しなければなりません。※  
※ ただし、普通自転車通行指定部分については、歩行者がいない場合には、  
歩道の状況に応じて安全な速度と方法で進行することができます。